

札幌市特定健診・特定保健指導システム
Oracle バージョンアップ等改修業務仕様書

1 本調達（システム改修）の背景と目的

札幌市（以下「委託者」という。）の特定健診・特定保健指導システムは、特定健診・特定保健指導及び後期高齢者健診事業に係る事務処理を行うためのシステムである。

当該システムは、株式会社両備システムズ製の「地域健康支援システム健康かるて」（一部、本市独自のカスタマイズを加えたもの）（以下、「本システム」という。）で運用している。

本システムにて使用しているデータベースソフト「Oracle」は、現在、バージョン 12c を使用しているが、このバージョンのプレミアムサポート期間が終了することから、最新のバージョン 19c へバージョンアップを行うとともに、各機能が正常に動作するか等のシステム評価や、現在のサーバ（庁内クラウド）への環境移行を実施する必要がある。

また、国民健康保険の被保険者番号が員番化されることに伴い、国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムのインターフェースが変更された。

本調達はこれらの諸問題を解決することで、事務処理の効率化・迅速化を図ることを目的としている。

2 本調達における業務の実施内容

(1) Oracle バージョンアップ対応

- ・本システムのデータベースソフトを Oracle12c から Oracle19c にバージョンアップすること。（Oracle19c のライセンス取得済み。）
- ・本システムを Oracle19c 対応版へバージョンアップを行うこと。

(2) 被保険者番号個人単位化対応

- ・国民健康保険の被保険者番号が員番化されることに伴い、国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムのインターフェースの変更に対応すること。

3 調達期間

契約締結日から令和 3 年 6 月 30 日までとする。

4 スケジュール（予定）

工程	時期
システム開発（設計、開発）	令和３年４月
システム開発（テスト）	令和３年５月
受け入れテスト	令和３年５月
本番運用開始	令和３年６月

5 委託業務に関する要件

(1) 設計・開発要件

① 設計・開発実施計画の作成

受託者は設計・開発実施体制と役割、詳細な作業内容、作業スケジュール、開発環境、開発方法、開発ツール等に関する設計・開発実施計画を作成の上、設計・開発を実施すること。

② 開発環境

本調達におけるアプリケーションの開発に必要な開発環境は受託者が整備し、開発用ハードウェア及びソフトウェアの賃貸借（または買取）及び保守は受託者が負担すること。

③ 開発方法

本調達の納期や品質を適切に確保するため、本システムの特性等に応じた開発手法及びプロジェクト管理手法に基づき開発を行う

(2) テスト要件

① テスト実施計画の作成

受託者はテスト体制と役割、詳細な作業内容、作業スケジュール、テスト環境、テストツール、合否判定基準などに関するテスト実施計画を作成の上、テストを実施すること。

② テスト環境

単体テスト及び結合テストについては、開発環境においてテストを実施すること。

総合テストについては、検証環境及び本番環境において実施すること。

受入テストについては、本番環境において実施すること。

③ テスト方法

単体テスト、結合テスト、総合テスト及び受入テストにおけるテスト実施方法を以下に示す。なお、各テストにおけるテスト項目については、受託者が検討し、委託者の承認を受けること。

テスト工程	実施主体		テスト内容
	委託者	受託者	
単体テスト	監理	実施	作成したプログラムを対象としたテストを行う。
結合テスト	監理	実施	プログラム間のテストを行う。
総合テスト	監理	実施	システム機能全体のテスト（機能、性能、セキュリティ及び運用）を行う。
受入テスト	実施	支援	総合テストのテスト項目の一部を委託者が実施する。

④ テストデータ

実在のデータ、または本システムのデータの特性を踏まえた擬似データを作成し、各テストに使用すること。

⑤ 受入テストの支援

委託者と協議の上、受入テスト仕様を作成すること。

受入テストの実施支援（テストへの立会い、操作補助）を行うこと。

(3) 移行要件

① 移行実施計画の作成

受託者は、移行実施体制と役割、詳細な作業内容、作業スケジュール、移行環境、移行方法、移行ツール等に関する移行実施計画を作成の上、システム移行を実施すること。

② 移行環境

システム移行時には、本システムの運用を停止する。

③ 移行方法

ア 移行データの調査（本システムのファイル・データレイアウトの調査、外字利用の調査、不備データの調査など）を行うこと。

イ 移行データの整備（不備データの訂正、次期システムで追加されるデータ項目への値設定など）を行うこと。

ウ 必要に応じて、移行プログラムの開発を行うこと。

エ 移行リハーサル（移行データの検証、移行時間の測定など）の実施後、移行を行い、移行結果の検証を行うこと。

オ 移行においては、本システムのファイル・データレイアウトなどの情報を受託者に提供する。

(4) その他の作業要件

① 作業場所

設計などの打合せやレビュー、進捗会議などについては、原則として、委託者の会議室等で実施すること。

システムの設計・開発等の作業については、原則として、受託者の事業所内で実施すること。

本システムの本番環境のサーバは菊水分庁舎内に設置している。本番環境における総合テスト、受入テスト支援及び試験運用の作業場所については、本庁舎内に用意する。なお、当該作業場所に物品などを設置する場合は、委託者との協議を行うこと。

② 本調達に必要な設備及び消耗品などの負担

本調達に使用する設備及び消耗品などのうち、委託者が準備及び負担するものを以下に示す。

- ・ 本システムの検証環境及び本番環境
- ・ 委託者の提供する会議室や電気料金など

上記以外の本調達に必要な設備及び消耗品は受託者が負担すること。

③ 会議体

ア 報告会

適宜、作業状況を報告すること。

イ 臨時報告会

緊急を要する報告に関しては必要に応じて実施すること。

ウ レビュー

設計、開発及びテストの各工程において、受託者の社内で適正なレビューを実施するとともに、委託者のレビューを受けること。

エ 会議の進行、議事録の作成及び懸案事項などの管理

各報告会及びレビューなどの会議の進行、議事録の作成及び懸案事項などの管理は受託者が行うこと。

④ 作業実施体制

本調達の作業実施体制を提示し、委託者の承認を得ること。

本調達の責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な者を置くこと。

本調達を円滑に遂行させることが可能な能力のある担当者を配置すること。プロジェクト責任者及び担当者の責任及び権限を明確にし、本調達への参画度、参画時期について明確にすること。

通常及び緊急時において迅速な連絡を可能とすること。

6 成果物

(1) 成果物一覧

① プログラム及びモジュールなど

本調達において作成したプログラム及びモジュールなどを納入すること。また、それらのソースコードを納入すること。

② 設計図書など

以下の設計図書等の文書又は同等のものを作成し、納入すること。

なお、成果物の作成が不要なものが有る場合は、事前に委託者と協議の上、成果物の納入を対象外とすることについて委託者の承認を受けること。

資料名	内容
プロジェクト実施計画書	以下の内容を含む、本調達の実施計画について記載したもの。 ・プロジェクト概要 ・スケジュール ・プロジェクト体制 ・プロジェクト管理ルール
要件定義書	本システムの仕様について、フィット&ギャップ分析等を踏まえ、確定させたもの。
基本設計書	以下について、本調達において新たに作成されたもの。 ・システム機能設計、データベース論理設計、ファイル論理設計、コード設計、画面設計、帳票設計、システムメッセージ設計、外部インターフェース論理設計、システム性能設計、セキュリティ設計 など
詳細設計書	以下について、本調達において新たに作成されたもの。 ・システム機能詳細設計、データベース物理設計、ファイル物理設計、画面詳細設計、帳票詳細設計、システムメッセージ一覧、システム構成(物理モデ

	ル)、ネットワーク構成(物理モデル)、外部インターフェース設計(物理モデル)、システム性能設計、セキュリティ設計 など
テスト仕様書・報告書	・ 単体、結合、総合及び受入テストのテスト体制、スケジュール、テスト環境及びテスト仕様など。 ・ 単体、結合、総合及び受入テストの結果報告書
移行計画書・報告書	・ 移行実施体制、スケジュール、移行環境、移行方法 ・ システム移行の実施及び評価の報告。
議事録	各会議における議事録

(2) 納品条件

① 納入期限

最終納入期限は、令和 3 年 6 月 30 日とする。

なお、各成果物については、スケジュールにおける当該成果物の完成時期までに、委託者から完成の承認を受けること。

② プログラム及びモジュールの受渡媒体、部数

電子媒体（CD 又は DVD）で 2 部とする。

③ 設計図書などの文書類の受渡媒体、部数

紙媒体で 2 部（正本 1 部、副本 1 部）、電子媒体（CD 又は DVD）で 2 部とする。

④ 納品場所

委託者が別途指示する場所とする。

⑤ その他

納品に際しては、納品リストを提出すること。

納品前に受託者の社内において検査を実施し、検査報告書を提出すること。

7 その他特記事項

(1) プロジェクト実施計画書の提出

受託者は、プロジェクト実施計画書を契約締結後すみやかに提出し、委託者の承認を得なければならない。プロジェクト実施計画書に記載された事項を変更する場合についても同様とする。

(2) 著作権

納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当

該著作権の使用に係る一切の手續について、受託者の負担と責任において行うこと。この場合、当該契約の内容については、事前に委託者の承認を得ること。

受託者は、本調達において作成する成果物に対し、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号 最終改正：平成 18 年 12 月 22 日法律第 121 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物に関する原作者の権利）に規定する権利を委託者に無償で譲渡すること。

受託者は、本調達により作成する成果物に関する著作権人格権の行使をしないものとする。

委託者は成果物を自由に公表し、または変更することができるものとする。

(3) かし担保責任

成果物の納入後、成果物にかしがあるときは、委託者は受託者に対して、成果物の納入後 1 年以内に、そのかしの補修を請求し、または補修に代え若しくは補修とともに損害賠償の請求をすることができる。かしを補修する場合、受託者は委託者が指示する期限内に補修し、適正な措置を講じるとともに、補修結果を反映した成果物を納入しなければならない。

(4) 機密保持

本仕様書に基づく全ての作業において、委託者が開示した資料等、受託者の知り得た情報を第三者に開示または漏洩してはならない。また、そのために必要な措置を講ずること。なお、第三者に開示する必要がある場合は、事前に委託者と協議の上、承認を得ること。

(5) 立入検査

委託者は、受託者の管理状況について、受託者の事務所等に立入検査を行うことができるものとする。立入検査により本紙に違反する事項が発見された場合は、受託者は委託者の指示に従い直ちにこれを是正しなければならない。

(6) 別途協議

本紙に定めていない事項については、委託者受託者協議して別に定める。